

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月26日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

提出者

住 所 徳島県阿南市山口町大久保48-1

氏 名 四国化工機株式会社 阿南食品工場

工場長 片寄 晃

電話番号 0884-26-1515

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

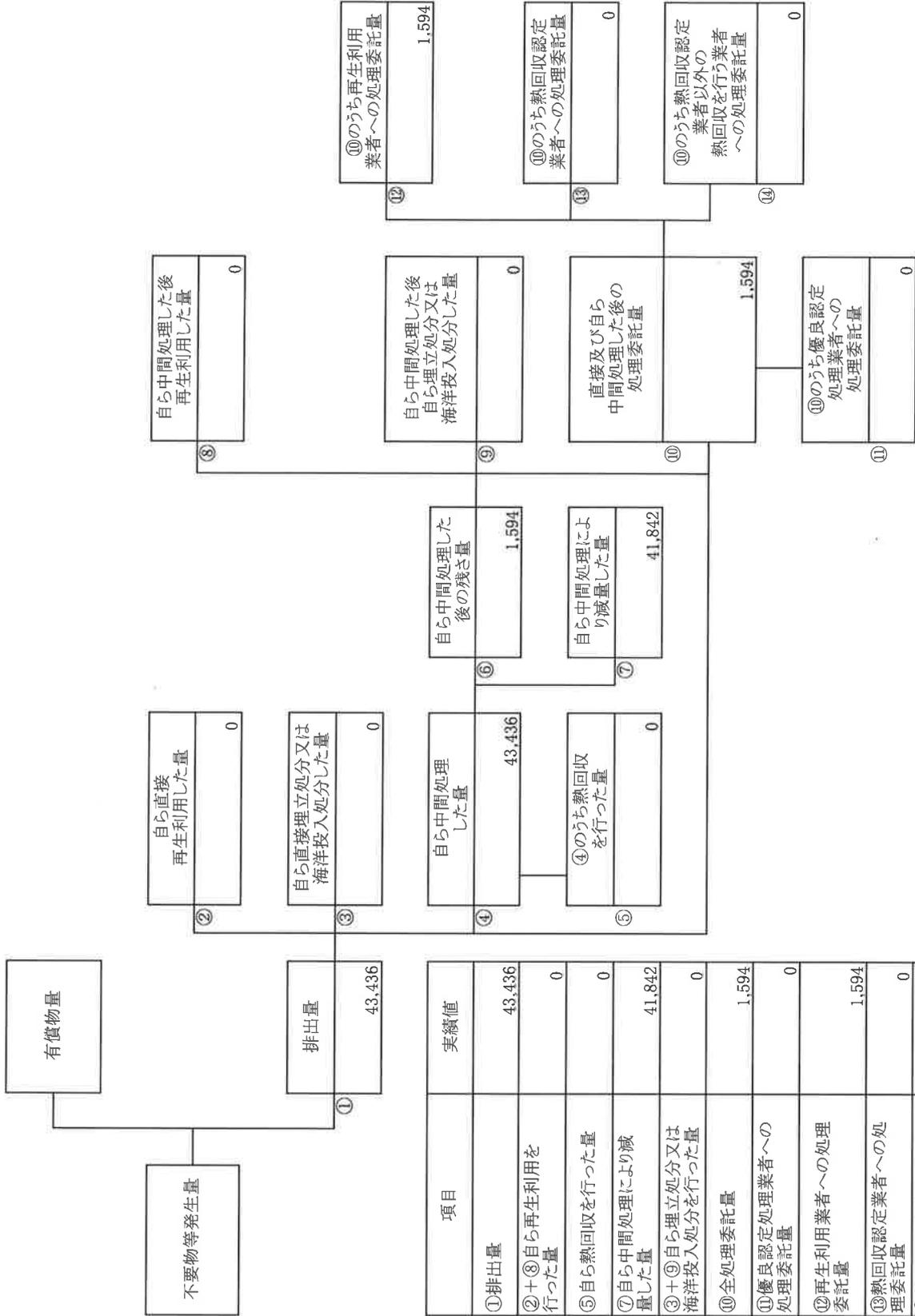
事業場の名称	四国化工機株式会社 阿南食品工場
事業場の所在地	徳島県阿南市山口町大久保48-1
事業の種類	9:食品製造業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	52,696 t	全処理委託量	7,857 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	394 t	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	7,857 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	42,424 t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

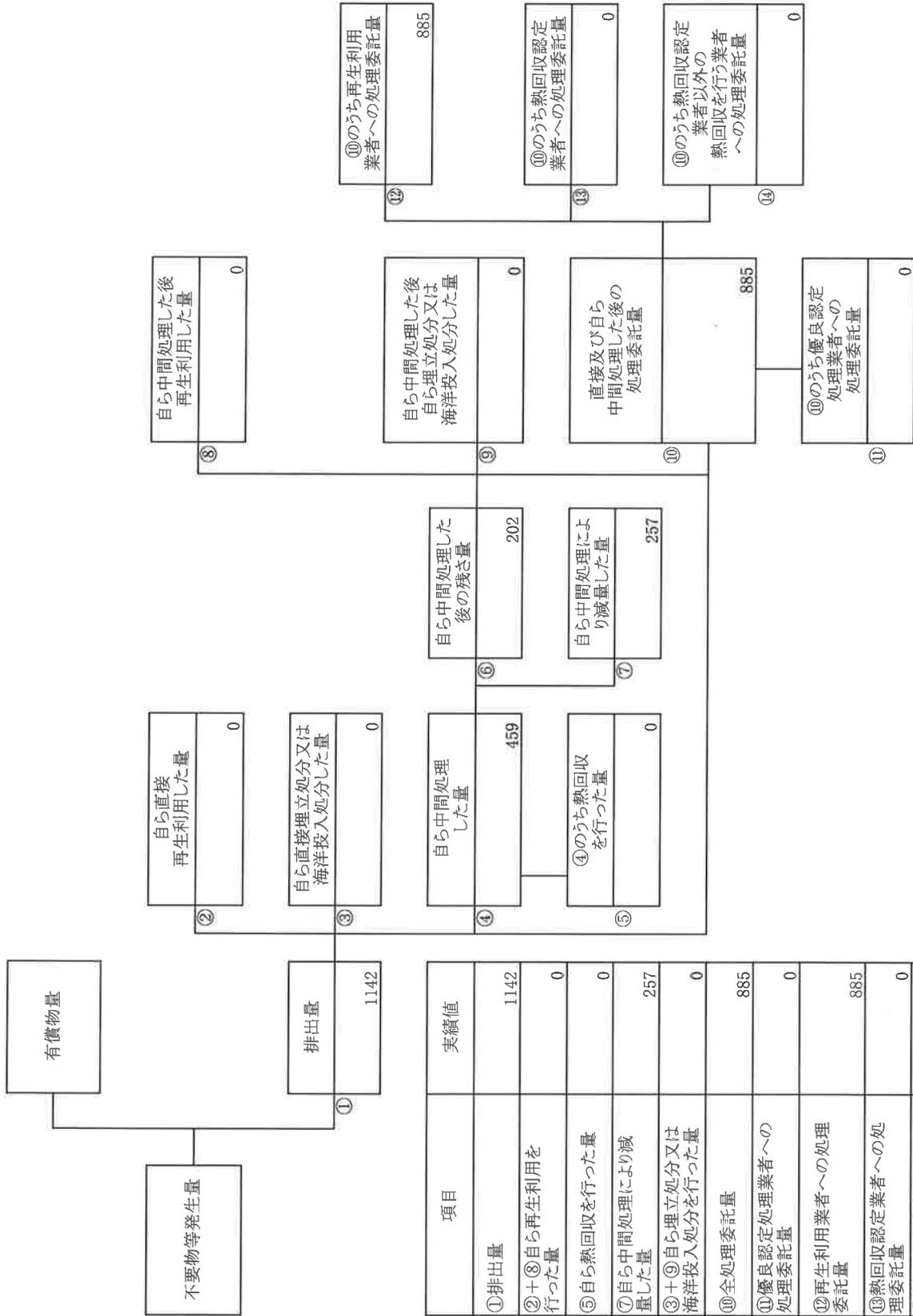
※事務処理欄

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 有機性汚泥)



項目	実績値
①排出量	43,436
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	41,842
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	1,594
⑩優良認定処理業者への処理委託量	0
⑩再生利用業者への処理委託量	1,594
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

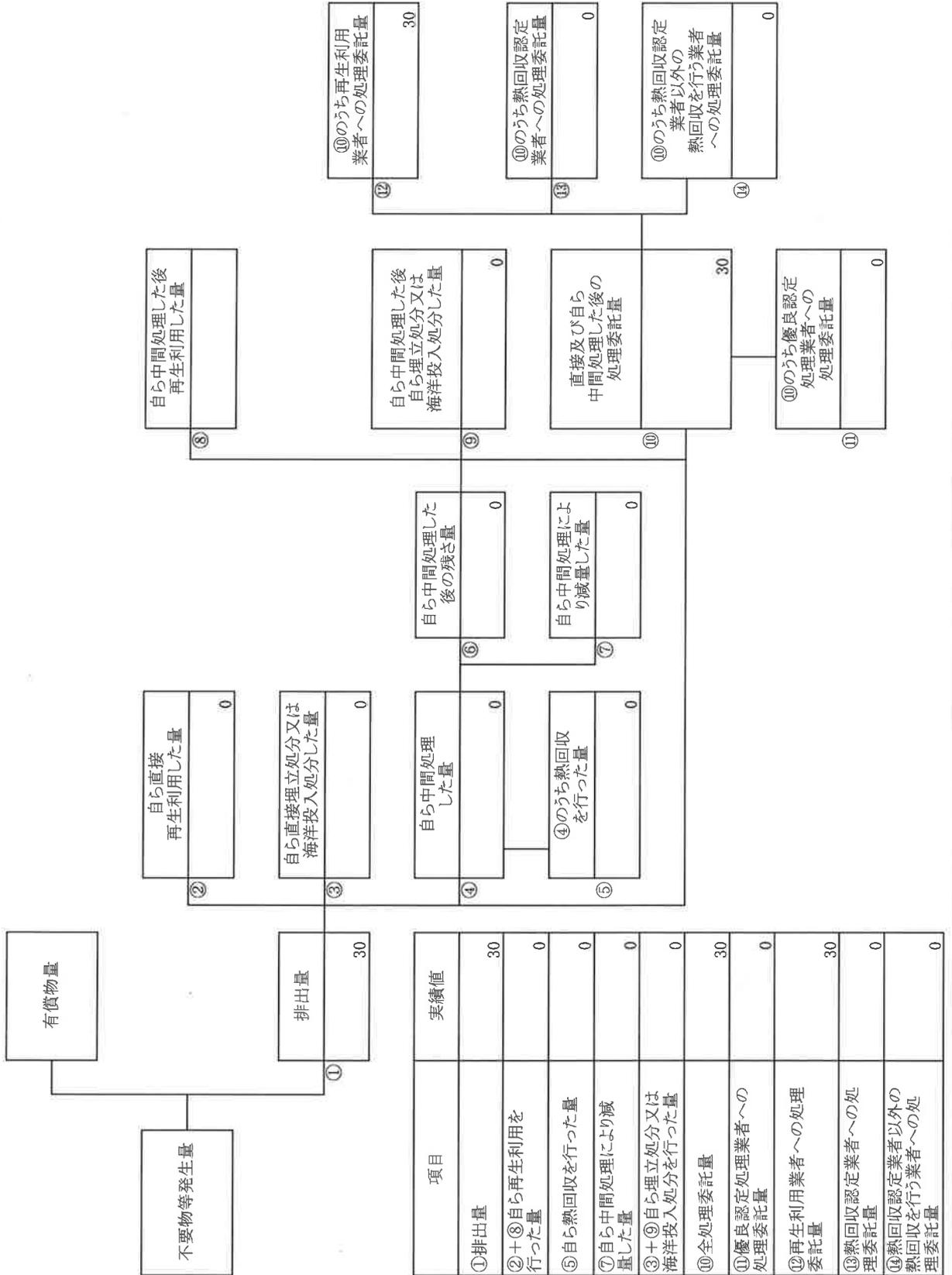
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 豆腐残渣、排水スクリーンカス)



項目	実績値
①排出量	1142
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	257
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	885
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	885
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



項目	実績値
①排出量	30
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	30
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	30
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

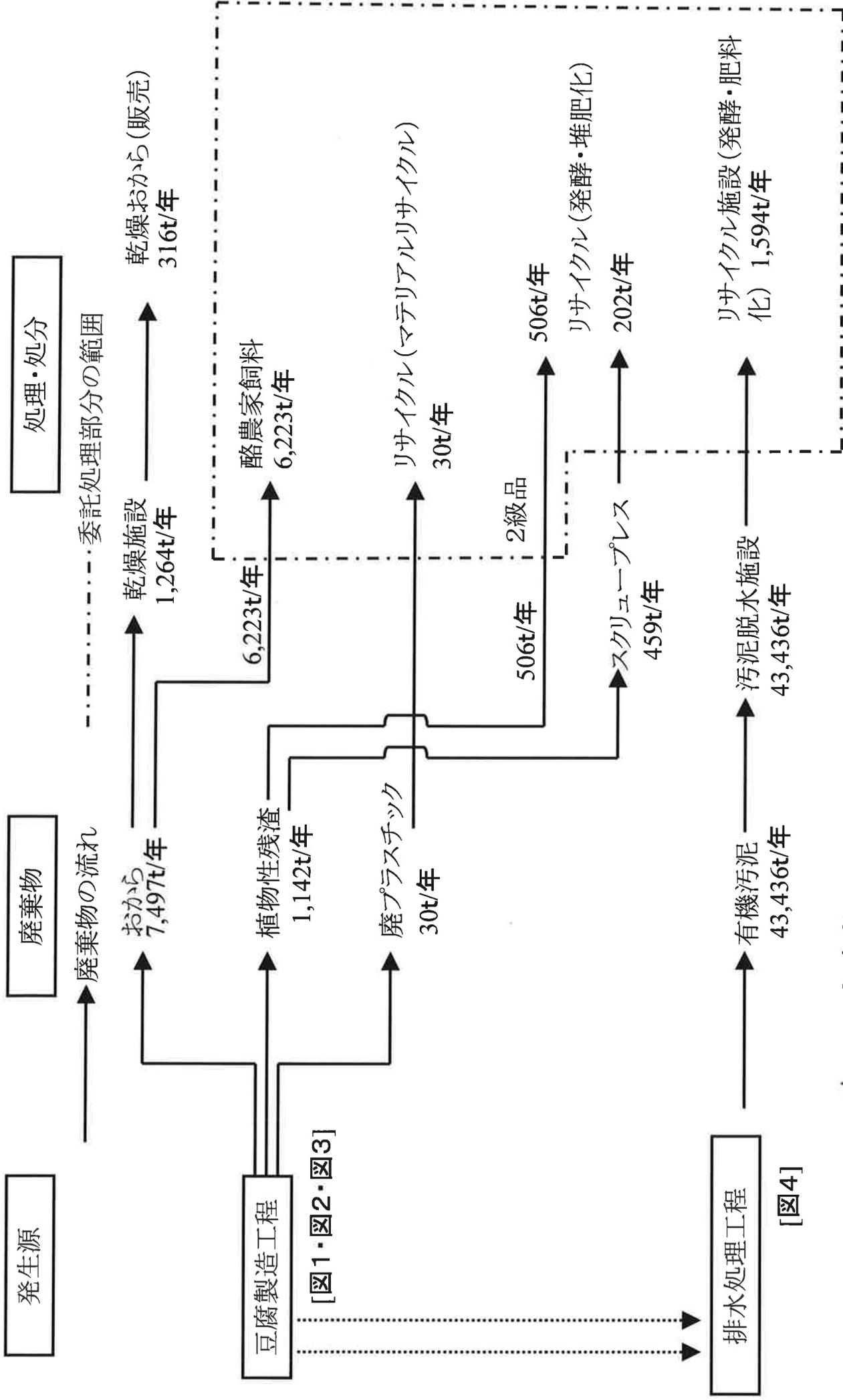


図6 廃棄物処理フロー図(令和6年度)

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度）

令和7年6月26日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

報告者
住所
氏名

徳島県阿南市山口町大久保48-1
四国化工機株式会社 阿南食品工場
工場長 片寄 晃

電話番号 0884-26-1515

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		四国化工機株式会社 阿南食品工場		業種		09 食料品製造業		
事業場の所在地		徳島県阿南市山口町大久保48-1		電話番号 0884-26-1515				
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	汚泥	502	57	3600003875	(有)県南物流	愛媛県四国中央市 新宮町馬立1番地	3820125682	(株)E-システム 愛媛県四国中央市 新宮町馬立1番地
2	汚泥	1,092	123	3600003875	(有)県南物流	高知県高知市土佐山 弘瀬3345番1	9221115809	高知県高知市土佐山弘瀬 字大スタ2090番1、3345番 1 (株)エコデザイン研究所
3	汚泥	0	0	3600003875	(有)県南物流	徳島県三好市山城町 寺野字大休場956	3640047058	徳島県三好市山城町寺野 字アゲクラ894番他13筆及 び894番地先水路並びに大 休場957番1他26筆
4	動植物性残渣	708	249	3600003646	(有)リフレッシュ阿南	徳島県阿南市 中野町シル谷 197-1	3620003646	徳島県海部郡美波町北河 内字大戸340-1 (有)リフレッシュ阿南

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県内（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度）

令和7年6月25日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

報告者
住所
氏名徳島県阿南市山口町大久保48-1
四国化工機株式会社 阿南食品工場
工場長 片寄 晃

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 0884-26-1515

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		四国化工機株式会社 阿南食品工場			業種		09 食料品製造業		
事業場の所在地		徳島県阿南市山口町大久保48-1							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	紙くず・木くず・金属くず、廃プラスチック	5	3	3600003646	阿リフレッシュ阿南	徳島県阿南市 中大野町シル谷 197-1	3620003646	阿リフレッシュ阿南	徳島県阿南市 中大野町シル谷 197-1
6	紙くず・木くず	86	52	3600013089	旭鉱石(株)	徳島市飯谷町 枇杷の久保 13番地4	3620013089	旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の 久保7番地3
7	廃プラスチック類	9	73	3600013089	旭鉱石(株)	徳島市飯谷町 枇杷の久保 13番地4	3620013089	旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の 久保7番地3
8	動植物性残渣	177	44	3600013089	旭鉱石(株)	徳島市飯谷町 枇杷の久保 13番地4	3620013089	旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の 久保7番地3

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県内（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要があること。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合は、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。